奨学金返還支援規程（例　代理返還型）

**参　考　例　（文言を選択、追記等して作成ください）**

株式会社〇〇〇〇

（目的）

第１条 この規程は、奨学金返還支援制度について定めたものである。

（奨学金返還支援制度）

第２条 奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を現に返還している従業員に対して、会社が返還額の全部又は一部を奨学金の債権者に直接返還（以下「代理返還」という。）することにより支援する制度のことをいう。

（支援制度の対象者）

第３条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

（１）就業規則第○条に定める正社員であること。

（２）現に奨学金を返還している者であること。

（３）入社後、○年以内の者であること。

（４）第４条の書類を提出した者であること

（書類の提出）

第４条 支援制度の適用を受けようとする従業員は、奨学金等の借入総額、借入残高及び返還計画がわかる書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

２ 支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金等を返還していることを証明する書類を提出しなければならない。

３ 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

（奨学金）

第５条 本規程に定める奨学金とは、次の各号に該当する奨学金をいう。

（１）公益財団法人大阪府育英会が貸与する奨学金

（２）独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

（３）その他会社が適当と認めた奨学金

（支援額）

第６条 支援対象者の奨学金返還を支援するため、次に定める金額を代理返還する。

２ 代理返還の額は、月額最大○○,○○○円とする。

ただし、本人の奨学金返還月額を超えての支援は行わないものとする。

３ 代理返還は、毎月行うものとする。

（支援期間）

第７条 手当は、支援制度適用の申請のあった日の属する賃金計算期間に対応する月から支給を開始し、入社○年が経過する日の前日の属する賃金計算期間に対応する月まで支給する。

２ 前項にかかわらず、支給期間の途中で奨学金返還が終了した場合は、最終返還日の属する賃金計算期間に対応する月まで支給する。

３　第１項の規定にかかわらず、奨学金の返還期間中に支援対象者が退職した場合は、退職日の属する賃金計算期間に対応する月を最終の支給月とする。

（規程の改廃）

第８条 この規程を変更する場合は、事前に従業員に対し通知する。

附則

（施行期日）

この規程は、令和○年○月○日から施行する。